

農業問題こぼれ話

（その２）2015年農業センサスの結果が公表された

日本農業を支える最期の構造の崩れが激しく進行し始めた

- ①担い手のほとんどが高齢者だという構造
- ②主業農家が激減し、副業的農家、自給的農家が大半を占めるという構造
- ③第２種兼業農家が大半を占めるという構造
- ④そのなかでわずかな巨大経営は顕著に伸びるという構造
- ⑤大規模経営の農地比率、借地比率はかなりのスピード伸びるという構造
- ⑥数はわずかだが法人経営は急増するという構造

農業の大勢は①②③であったが、今回のセンサス結果は、この①②③の大崩壊が進行していること、そのなかで④⑤⑥はより顕著になっているがそれは①②③の崩壊に代替するような規模にはほど遠いということ、全体として日本農業の大崩壊が最期の深刻な局面に至っていることを明確に示した。

いま田畑で元気に働いている高齢者も年々より高齢化が進み、自然減が顕著な局面にさしかかっている。80歳代の減少は10年間でほぼ変わらないが、10年前の70歳代の方々2/3は80歳を迎えるあたりでリタイアしている。2015年では70歳代の落ち込みが著しい。

わずかに膨らんでいた45歳から55歳層も大きく落ち込んでいる。

高齢者就農への社会的補給が途絶え始めている。

高齢者層の補給がなく、自然減的リタイアが増加していることが副業的農家、自給的農家が減少に転じたことの背景となっている。

第二種兼業農家の減少は兼業現場の構造変化が見逃せない原因となっている。

兼業の安定度の向上 賃金、待遇、年金等々

しかし、反面、農業との兼業を難しくする

兼業強化のなかで農からの離反が進む

勤務条件は一般専従雇用者と同じ 残業、海外勤務、年休消化の条件 健康

働き盛り層は農にかかわらなくなる 家庭でも農の担当は高齢者のみ

働き盛り層が子どもたちと一緒に暮らしの中心に 都市的暮らしへの変化

農への経済的依存は小さくなる 年寄りの小遣い程度の位置へ

定年時にも農の体験がわずか 熟年帰農でも農へのハードルが高い

農業が資本投下型の営みになってしまっている 容易には手が出せない

野菜の産地が壊れてきている JAの部会組織の弱体化

データに則して 「農水省センサス結果概要」 から

表1 農林業経営体数

林業経営体の減少 10年で68%減少

農業経営体 10年で34.5%減少

表2 農業経営体数

法人経営の顕著な伸び

しかし実数ではわずか 10年前は全体の0.9% 15年は1.9%

図3 経営規模別増減率

北海道は100haが分岐点 1~10haの減少が激しい

都府県は10haが分岐点 1ha未満の減少が激しい

増加階層の経営体数は実数では少ない

図4 規模別耕地集積割合

5ha以上層の集積割合は10年前は43% 15年は57%

大規模農家の耕地シェアは過半を超えた

図5 1経営体当たり経営耕地

都府県 1.4haから1.8haに増加

増加分はほぼ借地

図6 販売規模別増減率

分岐点は3000~5000万円

50~500万円層、したがってごく普通の農家層の落ち込みが激しい 規模縮小か
廃業

図7 出荷先

農協が圧倒的 15年66%

図8 経営組織別の経営体数

大きな変化はない

図9 農家数

総農家数 1995⇒2015年 37%減

販売農家 同50%減

自給的農家数 同4%増 一貫して増加してきたが10⇒15年で8%減少へ

図10 主副業別販売農家数 5⇒15年の変化

販売農家数 33%減

主業農家 32%減

準主業農家 42%減
副業的農家 29%減 副業的農家の急減が始まった

図 9 と図 10 から 10⇒15 年の特徴 自給的農家、副業的農家の減少が始まった

図 11 専兼別農家数
第 2 種兼業農家の急減 5⇒15 年 41%減

図 12 農業就業人口 年齢別
5⇒15 年 全体 38%減 39 以下 55%減 40 代 54%減 50 代 51%減
60～64 23%減 65 歳以上 32%減
平均年齢 63 歳⇒66 歳

図 14 基幹的農業従事者数 年齢別
5⇒15 年 全体 21%減 39 以下 21%減 40 代 49%減 50 代 47%減
60～64 13%減 65 歳以上 11%減
平均年齢 64 歳⇒67 歳

図 12 と図 14 から
就農人口に占める基幹的農業従事者の割合 5 年 66%⇒15 年 82%
農従者は副次的就農者においてより顕著に減少
この傾向は高齢者層でより顕著

農業問題こぼれ話

（その3）百姓という存在——日本農業と「イエ」と「ムラ」

いま農業・農村に関して起きていること

明治の中頃から始まった「農業・農村型社会」から「工業・都市型社会」への転換移行は、昭和戦前期までの両者併存の過渡期を経て戦後高度経済成長期後の本格移行期となり、21世紀はじめ頃から移行完了期に入っている。2015年センサスはそれがほぼ最後のステージに至っていることをリアルに示している。

もちろんそうは言っても農業・農村が今日明日にも完全に消えていくということではないし、この完全移行期もこれから20年か30年は続くだろう。また当然だがそうではない道への模索はより切実になっており、農業・農村を大切に考えそれを残していこうとする取り組みも様々に展開していくだろう。

しかし、そうしたことを踏まえた上で、なお、いまその転換は最後の段階に至っているということについて明確な、そして深い認識を持っていくことはとても大切だと思う。

農業の産業としての営みが極めて小さなものになってしまっているのは、もう言わずもがなのだが、人々の生活様式も、農村・農家においてさえほぼ完全に都市型に移行している。農業の縮小解体、農村の農村らしさの空洞化が、農業・農村においても世代移行的に進んでいることの意味も深刻である。農村で暮らす高齢者世代にとっては農業はとても具合の良い営みで、これはそう簡単に廃れるものではないだろうが、しかし、世代移行は確実に進む。農業や農村生活の良さを継承しようとししない新高齢者たちも増えているのだ。だからこの移行はほぼ根こそぎの移行と考えざるを得ない。

「根こそぎ」の意味

深めなくてはならないことはこの「根こそぎ」の意味である。

そのためには日本における農業・農村の原点をしっかりと見つめておくことが不可欠である。移行が根こそぎであるだけに、反転攻勢のためには、表層でのさまざまな取り組みだけでなく、原点からの本格的な視点がとても重要になっていくと思われる。

よく考えておきたい原点に関しては、弥生以前のしたがって本格的農耕以前の日本列島における人々の暮らしぶり（蝦夷の時代・1万年）、そして弥生期以降の農耕社会の広がり（ヤマトの時代・1200年）、さらにおおよそ平安期末以降の現代にもつながる日本農業の確立（百姓の時代・800年）という3つの時期を区別しておくことが必要だ。

今日は、このなかで、直接、現代の農業・農村の原点となる「百姓の時代・800年」

について少し考えてみたい。

日本農業の基本的な仕組み 百姓：小農制＝家族農業制

日本農業の基本的な仕組みは、主な担い手が百姓「小農＝家族農業」で、百姓はムラの一員として生きている、「イエ」と「ムラ」を基軸とした農業体制にある。これは世界共通の農業や農村のあり方ではあるが、日本の場合は、それがより強固でタイトな仕組みとして成立してきた。

歴史的な過程としては、平安時代末期、武士の自立が目立つ頃、荘園制農業の内部崩壊のなかで、恐らく武士の自立に先だって百姓の自立過程があり、中世の百姓の時代が始まる。そのころ農の現場で「イエ」と「ムラ」がどんな具合に関連しつつ一つの体制を作っていたかはまだ解明されていない。それだけでなく、その前の古代の荘園制農業が具体的にはどんなものだったのかもまだ皆目分かっていないというのが古代史研究の状況のようだ。古代史研究は、まだ、ヤマトの王権の成立、展開史を追うので精一杯の段階のようだ。

その後、中世百姓から近世百姓へと時代は進む。おおよそ室町末期から戦国期ころが百姓の体制的完成の時期のようで、それは、秀吉の太閤検地で制度的に完成し、江戸期の近世百姓の時代となる。

明治維新は、政治革命ではあったが、農業体制はほぼ近世百姓のままで、大名領主制がなくなり、それによって生産力的にも経営的にもある程度自由に展開出来るようになった。それが途中で地主制に著しく偏奇したが、農地改革でその歪みも取り除かれ、1950年代に、日本の百姓体制（小農制＝家族農業）は最後の頂点を迎える。少し前に百姓の時代の最高の開花期があったのだ。

だから日本の百姓体制は12世紀から20世紀まで約800年ほど続き、その間、それが日本社会の基本型となり、生産はもちろん、暮らしのあり方、社会のあり方、文化のあり方の基底となり続けてきた。

農本ということ

それは一言で言えば農本の時代ということだった。人々そして社会は主として、農を通じて自然と向き合い、農の生産力に支えられ、自給と互惠・互譲によって暮らしが成り立っていた。農の生産力の展開は自然の生産力の一步一步の高度化であった。これを唯研技術論は「技術」ではなく「技能」とあげつらったが、なんと皮相な、みじめな認識であったことか。

地域の自然を活かして（自然）、安定して自給できる農業の体制、家族による小規模な複合農業（百姓＝小農＝イエ＝農）。それを前提として、それを支え、それに支えられた互惠・互譲の地域社会（ムラ）の安定した存在があり、その上にいわゆる封建的な領主制社会が作られてきたということ。自然・農・イエ・ムラのこの4つの安定した連関が出来ていたこと。これが12世紀以降、800年来の日本社会の安定した農本の基盤だった。

いまそれが最終的に「根こそぎ」に壊れてきているということなのだ。

根こそぎへの反転攻勢 本源的な取り組みへ

しかし、この崩壊は明らかに人間社会の崩壊につながってしまう。人間社会にとって自然との対話と融和性は決定的に大切なのだが、いま日本社会はそれを失おうとしている。それは自然保護程度のことで維持されるものではない。

資本と商品の原理で突き動かされる企業農業は、実はきわめて不安定な存在で、人々の食べものを安定して供給してはくれない。自給のない農のない地域社会はほんとうの人々の社会とはならない。工業や都市は自然との共生を壊し、自然のあり方をダメにしていく。都市と工業は人々の心や文化、そして健康を育てない。

こうした農の崩壊の危機はすでに多方面にひずみを生んでおり、そこからさまざまな再生へのアクションが始まっている。流されるばかりでなく踏み止まり、改めて農の意味を取り戻そうとするむら人たちの動き。広範に広がる家庭菜園や耕す市民たちの動き、有機農業や田園回帰などの動きも重要だろう。それらは散発的で、個別的には長続きは難しいことも多い。しかし、大きく見れば、それらの動きは途絶えることなく、次第に流れとなり、結びあって新しい時代へのうねりを作っていくことだろう。

それは、そうした動きには上に見たような歴史的本源性が根ざされているからだ。その歴史的本源性を一步一步深め、そして見えるように浮き立たせていかなくてはならない。だから、それらの動きに必然的に付随してくる浮草のような断片性や軽薄さ、あるいは独善性などの夾雑物を丁寧に批判し、それらの取り組み群が向かうべき本質的な方向性を具体的な経験を踏まえて示していくことが必要なのだと思う。そうしたことこそ、高齢者たちの、あきらめでも楽観でもない、淡々とした、高齢者らしい世代的な仕事だという思いがつのってくる。

日本での農の歩み 1万2000年の歴史的過程

I 縄文・蝦夷の時代：1万年

人々は自然の中で（森と野の境あたりで）生きた 集落小部族 森の管理 栗林

II 田畑農耕の模索定着の時代・弥生からヤマトへ：1200年

田を拓き畠を拓いた 田畑複合農耕への試行錯誤 作物の伝来導入 稲と雑穀

III 百姓の時代・日本的農の確立展開：800年

農を担う百姓の自立 イエとムラ 小農技術の確立 里地・里山の自然形成

農を巡る商品流通の本格的広がり 武家と町民 商家の成立

1950年代は百姓の時代800年の成熟開花の頂点 自然を活かす民間農法が簇生した

小農の内部構造と「農民層分解」の最終局面

2015 年センサスは小農の崩壊が最終的的局面にあることを鮮明に示した。それについては別のメモに所見を記したが、この問題をより深く理解するには、小農とはどんな構造、論理を内にもった存在かについてより深く、より広く考えておくことが必要だ。ここでは少し前頃の論争を振り返りつつ、この点について少し述べておこう。

1960 年代末頃から、それまではほぼ均一な農民層と捉えられていた戦後自作農が、一方で総兼業化が進み、他方で、少数ではあったが、企業的な展開を開始しようとする農民層（小企業農などと命名された）が明確に確認されていくという状況が生まれる中で、農民層の行方を巡って「農民層分解論」という枠組みで盛んな論議が闘わされた。1970 年代、80 年代の農業経済学の最もホットな論争課題だった。一方の先陣には梶井功さんがおり、それとは少し違った、僕たちからすればもっとも期待できる若いホープとして宇佐美繁さんがいた。年配の梶井さんが農民層の中に生まれ始めた新しい動きに強く注目し、若い宇佐美さんは、その事実の重要性は認めつつも、農民層の動向はもっと複雑で、幅広い、そしてより長期の視点から落ち着いて論じるべきだと主張していたのだから、僕のような野次馬からみれば世代論としても面白かった。

宇佐美さんの現実認識の鋭さは、戦後の自作農＝小農の動向は、様々な外部・内部の諸条件、農家と地域に内在する諸論理が関係していることをリアルに見つめている点にあった。

ミネルヴァ書房から 1991 年に出版された『日本経済と農業問題』に寄稿した宇佐美さんの「土地利用型農業の構造」はそうした論争が一段落した段階で、この 20 年ほどに確認された農民層分解の諸結果を概括したもので、2000 年代を 10 年も経過した現在の小農の最終的な解体局面の、より深い理解というわれわれの課題にとって、とても示唆に富む論考である。颯爽とした宇佐美さんの論文を改めて読んで、なんと素晴らしい兄のような先輩を得たものかと、この不思議な、一般にはあり得ない知遇のありがたさをつくづくと感じた。

宇佐美さんと僕の親密なおつきあいは、ちょうどこの頃から、2003 年の逝去の日までつづいたが、それはなんと宇佐美さんからのお誘いで始まったのだ。70 年代、80 年代の宇佐美さんは、小農経済、小農経営の論理をていねいにフォローし、状況を解明し、論争の一時代を颯爽とリードしたのだが、ここで宇佐美さんは実は自分の論理と認識にかなり深刻な不満があり、その議論をもっと幅広く、もっと深く展開しなければという強い思いを持っていたようなのだ。そして、そうした新しい仕事の土俵づくりのパートナーに、当時筑波大の助手だったまったく無名の僕を選んでくれた。テーマの焦点は農家の暮らしであり、環境問題だった。ここから宇佐美さんの僕の 10 年余の二人三脚が始まるのだが、その道のりで宇佐美さんがどのように、どのような真摯な知的展開を遂げたかについては、没後刊行された著作集第 5 巻の僕の解題に心を込めて記しておいた。

ここではそんな宇佐美さんとの出会いの直前、宇佐美さんが当時の農民層の動向をどのように捉えていたかについてのまとめとして、この論文を取り上げ、それと対比しながら、それから四半世紀を過ぎた現在の小農解体の局面について考えてみたいと思う。

宇佐美さんはこの論文の中段で農民層分解の論理について次のように書いている。

①

農民層の分解は、封建制のもとで形成された小農的家族経営が解体し、賃労働者（世帯）と賃労働者を雇用する資本制経営を形成する過程である。そうした分解の必然性は、家族経営に対する資本制経営の生産力的な優位性から説明されてきた。小農経営の物財費（C）＋労働費（V）よりも、資本制経営のC＋V＋P（利潤）が小さい、という関係が成立し、粗収益からこれらの合計を差し引いた差額としての「純収益」（地代）を比較した場合、資本制地代が小農地代を凌駕することによって、小農的家族経営が駆逐される、という論理である。この論理は、小農経営相互間の分化を説明する場合にも適用された。経営規模序列に従って純収益が大きくなるような関係が形成されることによって、階層分化が進展し、大規模農家に経営耕地や家畜が集中していく、という理論である。いずれの場合も、生産手段が高度化し、生産力が発展することによって、そうした関係は強まっていく。通常、生産手段の発展は規模の有利性をより拡大する方向へ作用するからである。

②

しかし、階層分化は、以上のような農業経営相互間の競争だけで規定されるわけではない。小農的家族経営では、労働費（V）は所得となり、その所得で生活が維持されてそうしたいるため、農業所得で家計費が充足されない場合、家族経営は崩壊し、農家の離農が一般化する。そうした状況が典型的にみられるのは、他産業への就業条件の乏しい地域、兼業化が困難な部門においてである。

③

しかし、稲作農家だけは強固に維持されてきた。農業所得による家計費充足率の低下を兼業所得でカバーする条件があったからである。あるいは、他産業従事を本業としながら、なお農業を継続していく条件が稲作には与えられていたからである。

④

以上のような、農業生産力の発展、農業経済の状態から農民層の分化・分解を説く議論に加えて、家族形態および市民社会における職業選択の自由が、農民層分解に与える影響について言及しておくことが必要であろう。

家族経営の場合、農業に従事する後継者が家族成員のなかから確保されないかぎり、経営を存続させることができない。農家であれば、長男を中心に、子供の誰かが農業を継承することが当然とされていた時代には、そのことは大きな問題とはならなかった。1970年代へ入ってからは農業のおかれた経済的環境の悪化、子供の数の減少、職業選択の自由度の拡大などの条件が相俟って農業後継者のいない農家は激増した。

⑤

わが国の農業家族は、2世代夫婦家族を基本型としており、家族員のなかに3人前後の就業者がいるのが通例である。稲作は、この家族多就業によって支えられ存続した。70年代以降の機械化、化学化の進展、稲作技術の平準化は、家族員のなかの1人でも稲作作業を行う意志がありさえすれば、朝晩土日農業でも対応できる条件を形成したからである。生計維持のための基本収入が兼業によって確保され、稲作労働が「中途半端」な労働力によって担われている農家の場合、時間当たりの所得も、他産業並みの水準を要求する必然性はなかった。こうして、稲作は家族多就業形態の兼業農家にとって、もっとも適合的な農業部門として存続することが可能となったのである。

⑥

稲作と酪農では、農民層分解の姿を異にしていた。営農下限の上昇がそのまま脱落農家と規模拡大農家の分岐点となっている酪農と、零細兼業農民が広範に滞留している稲作という特質である。

稲作農家の家族多就業形態は、就業先の多様性、それ故収入基盤の多様性をもつ柔構造であったのに対して、酪農経営の場合、酪農部門に複数の家族員を固定した。複数の家族労働力が確保され、農業所得で家計が維持されることによって経営維持の条件が与えられた酪農農家は、農家子弟の職業選択の自由が拡大される度合いに従って、あるいは経営・経済的条件の悪化が、職業として選択する魅力を喪失させる度合いが強まるほど、後継者を失い、酪農部門を廃止する農家や離農農家を生むことになった。

=====

農民層分解の論理についての宇佐美さんの以上の叙述について、順に気づいた論点を書いておこう。

まず①について。

「封建制のもとで形成された小農的家族経営」

この表現は、従来はほぼ太閤検地以降と理解されてきたが、木村茂光さんの『日本中世百姓成立史論』などを読んでみると、百姓の体制的成立は平安時代末期の頃で、その歴史はほぼ1000年近くにも及んでいる。さらにその長い前史もあっただろうから、小農は歴史を超えて遠い昔から存在し続けてきた日本の庶民の一番普通の生活様式だったと考えられる。

だから小農はそう簡単な存在ではなく、万巻の書が書かれるほどの膨大な存在なのだ。いまその崩壊が現在の事態となっているが、崩壊を語る前に、その強靱な、そして永遠の継続、存続をしっかりと見つめることが必要だと改めて感じる。画期は武家社会の成立、太閤検地、地租改正、農地改革、そして現在ということになるだろう。

小農の強靱な存在性をしっかりと見つめること、それが現代のわれわれのまずの課題なのだ。

遠い昔から、強い支配と収奪の下で、小農にも相互の競争もあり、上向、上昇もあっただろうし、下向、没落もあっただろう。しかし、それを乗り越えて、小農は庶民社会の一番普通の暮らし方として、ほぼすべての地域で揺るぎなく継続されてきた。それは小農が庶民にとってとても安定した暮らし方だったからに違いない。その骨格はどんなことだったのだろうか。

それはまず、農という暮らし方だっただろう。土地と作物と天の恵みと労働の賜として農は誰にでも安定した暮らしをもたらしてくれてきた。農は、多様な食べものをつくり、暮らしに必要なさまざまなものを安定して、年々歳々、繰り返し、提供してくれてきた。暮らし方としての農。

そして自給という暮らし方。自給的な暮らしは地の利、天の恵みをいただいて、自分たちの手で豊かに工夫しながらつづけることができた。

そして家族という暮らし方。これもほとんど誰でもが可能な、そして絶対的に強靱な暮らし方だった。農も自給も、安定した家族がなくては豊かに継続していくことはできない。

そして最後にむらという暮らし方だ。中世百姓の成立は同時に百姓によるむらの成立と表裏の関係にあった。

農と自給とイエとムラ。これが小農の基盤なのだ。だから農民層はそんなに簡単には分解しなかったのだと、まずは考えるべきではないか。

明治以降も小農はしぶとく生き残り、農地改革という解放をようやく手にしたという事なのだ。だから小農はそんなに簡単には壊れはしなかった。

②③について

兼業化という農民層の対応について

兼業化は日本の百姓の昔からの暮らし論理だった。だから、上記の百姓の4つの基盤は、それに5番目の特質として兼業、稼ぎの論理が普遍的にあったということだ。だから兼業も根が深く強靱なのだ。

④について

職業選択の自由。実はこれがくせ者だ。人にはいろいろな岐路、選択の道がある。しかし、ほとんどの場合、それは自由選択などではあり得ない。職業選択の自由という命題は、むしろ作られた虚妄と言うべきではないか。実際の自由とはただ狭い勤め先選び程度のことに過ぎないのではないか。この手の議論では多くの場合、農業という選択は、はじめから望ましい未来をもたらさないと否定されている。農業からの大量の集団逃亡をあとから理屈づけるのがこの自由論なのだ。農業をあらゆる角度から否定していく工業社会として現在。そのことへの厳しい批判を抜きにしたこの自由論には深刻な落とし穴がある。

⑤⑥について

家族の多就業形態。この議論には見落としている前提がある。それは家族協業として農の著しい沈下と家族協働に支えられた暮らし方としての自給の解体という事態の進行だ。いずれも商品経済・貨幣経済の浸透、農工間、都市農村間の格差の深刻な拡大が動かしがたい前提となっている。しかし、それでもなお、家族は解体していないのだ。都市市民においてはとっくの前から家族は実体を失っているのに。

おおよそこんなことを考えた上で、現在の小農の解体的危機についての考察を進めることが必要なのだ。

お年寄りが田畑の仕事に精を出し、しかし、それも難しくなったときに家族がそれ

を手助けしない、あるいは手助けできない、そんな家族はもう農家とは言えない。家族の暮らしにとって農は大切な基盤なのだという理解がほとんど忘れ去られている。事実、若い家族員たちは、自分たちを農家とは全く考えなくなっているという現実が普遍化しているのだ。

現役を退いた後に、田畑があれば帰農するというのは実に合理的な、しかも健康な豊かさが待つ選択である。しかし、かなりの人たちがその選択をしなくなっている。

それは何故なのか。帰農の力を失ったのか、帰農するには農のハードルが高すぎるのか。これはもっと確かめられるべき事柄だ。

働き盛りの頃、勤め先の労働・就業条件は厳しく苛酷となり、農業兼業の余裕は持てず、兼業は重荷となり、次第に野良仕事に馴染みがなくなるという過程も、勤めて30年、40年も経つ兼業農家の脱農民の実態なのではないか。

2015年センサスにみる小農解体局面は、高齢者就農の自然減、熟年帰農流れが途絶えてくる、第2種兼業農家、自給的農家、副業的農家の減少等に顕著に確認できる。その背景には、上述のようなしぶとく強靱な、超歴史的とさえ言える小農という庶民の普遍的な暮らし方が、根本において崩れてしまってきたことがあるように思える。だから事態は深刻で重いのだ。

宇佐美繁 日本農業 土地利用の姿の変貌 1991年 抜き書き

1950年代までの日本農業は、田畑の多毛作体系、牛馬と小家畜の飼養、傾斜地まで広がる桑園、里山から奥山に至る牧野利用の展開をその特質とした。内圃の米麦を基幹作物とし、養蚕を副業的に営み、外圃としての牧野から肥草・秣・薪・萱などを採取して農村・農家生活を補完する構造である。狭隘な平坦部耕地へ接して原野が展開する地形を活用した、日本的な伝統的かつ地域完結的土地利用形態であった。

60年代、経済成長の影響が農業・農村を席卷する段階へ入って、その構造は一変する。水田の裏作と畑作の主力であった麦類・豆類・雑穀は輸入農産物に駆逐され、養蚕も衰退した。安価な輸入飼料の流入と化学肥料の普及は、肥草・秣の採取を不要なものとし、機械に代替された耕馬牛の消滅は、牧野利用を解体した。代わって形成されたのは、米単作と施設型農業を両極にもつ今日的な分断された土地利用構造である。こうした変化は、土地利用の単純化と作付作物の地域分化をともなっていて進展した。

戦後における耕地利用率のピークは、51年の152%（都府県161%）である。東北・北陸でも120%を超え、都府県のその他の地域は九州の190%を最高にすべて160%以上の水準にあった。88年は全国平均で103%（都府県105%）である。最高の九州でも120%でしかなく、北海道、東北、北陸、東海、中国は100%以下へと後退している。水田と畑に見られる如上のような変化は、日本の多毛作体系から単作的土地利用体系への転換・後退過程として総括されるものであろう。

こうして日本農業は、外圃を失い、耕地へ作付けする畑作物の大半を失うなかで、全国的にみれば兼業化していく農民層の稲作と、専門的農民層に担われた施設園芸および加工型畜産を中心とした施設型農業への分化を基本的潮流とし、地域的にみれば東日本の稲作と西南日本のみかん・施設園芸、開拓地の酪農に大規模経営を形成する方向へと分化した。それは耕地の利用形態からみれば、衰退しつつも圧倒的な比重を持ち続ける稲作と、60年代に入って本格化した牧草栽培を2極にもつ、戦後的土地利用構造の形成過程であった。

さて以上長々と2015年センサスの結果についての読後感を述べてきた。センサス結果の一般的解説として『のうねん』2016.1の内山さんのものを添付しておいた。

もちろん異見も多いだろう。私とは違った意見としては、これが現代の主流の意見なのだが、名古屋大に移った生源寺眞一さんの見解がある。別添は日本農業新聞のインタビュー記事で、彼自身の執筆ではないが、考え方が判りやすく記されている。私流に要約すれば、2015年センサスの小農崩壊という結果は歴史的必然で、課題はそのあとにしっかりとした農業構造が構築されるかどうかにある、そこへの動きが順調とは言えない、そこに、農政の課題がある。その意味でブレない農政の推進が必要だと彼は言うのだ。このあたりのことの落ち着いた議論が必要なのだろう。

生源寺さんの考え方への批判的コメントをだいぶ昔に書いたことがあった。

「農村市民社会形成へのヴィジョンと条件」2000年、農林業問題研究、173号

農の道 雑記

茨城には坏（那珂川下流）、肥土（鬼怒川中下流）という豊穰の土地がある
大河の中下流自然堤防地帯に形成された土地で、「あくつ」「あくと」と読む
坏（あくつ）は国字で肥土（あくと）は当て字である
いずれも語源は「芥」（ごみ）で、芥川の長い歴史の産物である
洪水の時、川は芥川となる
川の流れは豊かな蓄積として豊穰の土を遺していった

方丈記（1212年） 鴨長明（1155～1216年）

ゆく河の流れは絶えずして、しかももとの水にあらず。よどみに浮かぶうたかたは、かつ消えかつ結びて、久しくとどまりたるためしなし
これは通常「無常観」として、日本的な自然観として理解されている
農の道はしかしこれとは大きく違っている 鴨長明は農の道を知らなかった

農の道は自然史の蓄積としての豊穰に支えられて歩まれてきた
そこには多様性があり、それは堅牢な存在で、かつそれは変化しいてく
農の道は、自然の中に「豊穰」を見出し、それを安定した生産力としてきた
「豊穰」は「豊穰」を産み、それは「豊饒」の世界を創り出す
そこでは豊かな生産力は同時に豊かな浄化力だった
そこには豊かさと穢れが一体のものとしてある それは単なる純潔ではない
先人たちはそれを風土と伝統として私たちに遺してくれている

微生物群の好気的な発酵展開も、嫌気的な腐敗展開も、同時に自然の過程である
「発酵」と「腐敗」という整理は優れたものだが、それも人の知恵でしかない
有機農業や自然農法の「基準と認証」をこうした思想との対比で考えてみたい
「基準と認証」の考え方は「線引き」「分類」「差別」の発想であり農的ではない
有機農業・自然農法は普通の農人たちと農の大道をともに歩むべきではないか

豊壤 豊穰 豊饒 広辞苑

豊壤 肥えた土地

豊穰 穀物が豊にみのること 豊作

豊饒 豊年で穀物のみのること

また、土地が肥えて作物のよくみのること

現代小農論ノートに寄せて（５）

2016.5.31 中島ゼミ

「農地改革」 日本小農制 800 年の最終安堵

——面接授業「日本農業の戦後史」の序論として——

1. 概要と経過

戦前の日本農業の基本構造となっていた苛酷な地主制（寄生地主制）が、1947～1949年2年間の改革で完全に解体され、戦後の日本農業はほぼ完璧な自作農制として出発することになった。それは日本農業が小農制（百姓とむら）というあり方を獲得して800年の歩みを経て、ようやくに到達した自立的な安堵だった。

<改革の結果>

1945年11月23日（農地改革前の基準日）と比して、238万haあった小作地は52万haに減少した。小作地率は46%から10%となった。

農地買収された地主は176万人、解放農地を買い取った小作人は475万人。

小作・小自作農は43.5%から15.3%に減少。

自作・自小作農は56.5%から82.8%に増加。

<改革の方法>

解放農地の策定

不在地主の小作地すべて、在村地主の1ha（北海道4ha）以上の小作地。

解放の方法

解放農地の国による買収（強制）、小作農家への売渡

買収価格は国の一律基準、その後のインフレで低廉化

具体的解放計画は耕作関係の実情を精査し、旧市町村毎に公選制で設置された農地委員会が集落ごとの補助員の協力を得て策定

農地委員会の構成 小作5、自作2、地主3 +学識委員3名まで

解放の期間 1947年から1949年の2年間 1950年8月には完了実態調査

残存小作地の地代 物納を禁止し金納制へ

<経過>

第二次大戦以前期

明治30年代に寄生地主制は確立した

地租改正、官民有区分 明治10年代の松方デフレを引き金として

小作争議の急増 1920 年代 1918 年米騒動 深刻な社会問題として顕在化
小作保護政策の模索始まる（1920 年小作制度調査委員会）
小作権保護か自作農創設かという政策選択
昭和農業恐慌と農村経済更正運動の開始（1932 年） むらぐるみで
改革派官僚グループの形成 彼らは広義の農本主義者となっていた
石黒忠篤、小平権一、和田博雄、東畑四郎、小倉武一、大和田啓気
松村謙三（自作農主義の政治家）
しかし、戦前期には小作立法、自作農創設立法の試みはすべて潰された

第二次大戦敗戦後

農林大臣は石黒忠篤⇒松村謙三⇒和田博雄 いずれも自作農創設派
松村らは独自の農地改革案の策定へ（農地改革要綱 1945 年 11 月）
マッカーサー「農地改革に関する覚書」（1945 年 12 月 9 日）
第 1 次農地改革（農地調整法改正 1945 年 12 月 28 日）
GHQ の拒否 対日理事会でのせめぎ合い ソ連案 イギリス案
第 2 次農地改革（1946 年 10 月 21 日 自作農創設特別措置法）
第 1 次案 90 万 ha（全小作地の 38%） 5 ha 以上の小作地の解放
第 2 次案 200 万 ha（80%） 1 ha 以上の小作地の解放
1951 年農業委員会法 1952 年農地法
ほとんどの混乱もなくほぼ完全に無事に改革は終了 むらの役割

<改革の成果>

農家の生産意欲は著しく高まった 食糧危機はこれで解決
むらは明るくなり、地域の協同活動は著しく活発化した
旧地主層も含めてむらぐるみの態勢が作られた
むらはもともとある程度の階層的多様性を内包する地域社会だった
農協制度、農業改良普及制度、土地改良制度等の仕組みがスタート
学習活動の活発化 若者、女性、農事研究会 戦後民主化の機運のなかで

2. この成功の過程が物語ること

ここに至るのはたいへんだったが、改革を実施して何の不都合もなかった。
この改革＝自作農創設は農業にとって実に理にかなったことだった。
農業の主体は農家であって、耕す者が土地を所有するというあり方。
そこに至る具体的調整はむらが自治的に担当するというあり方。
百姓と自治的なむら＝小農制というあり方は農の道にかなったことだった。

もちろんこの農地改革は、地主制打破・自作農創設に関して、その内容が実にし
っかりとしていたこと（第一次から第二次へ）、GHQ 権力が改革の意志を明確にし
続けたこと、官僚の側に徹底推進の体制が出来ていたこと、連合国の支持という

国際環境があったこと、などのことが改革成功の理由であり、条件だった。しかし、それだけでないこと、農民の強い支持、これが小農制の理に合っていたこと、そして推進を全面的にむらが（農地委員会という形で）担当したこと、などがその決定的な前提にあったことをしっかりと認識しておくべきだろう。

日本農業が小農制（百姓と自治的なむら）というあり方を見つけ出したのはおおよそ 800 年前のことで、それは農業として実に合理的で安定したあり方だったが、それは常に社会的底辺として位置付けられ、経済的、政治的、社会的支配の下部構造とされ、抑圧され搾り取られ続けてきた。強圧的にしかも実に巧みに。そうした小農制が、800 年を経て、ようやく、この改革によって初めて自由な解放の日々を迎えるようになった。

この難事業を、大きなトラブルもなく見事に遂行したのは、何よりも百姓たちの 800 年来の意志であり、自治的なむらとその卓抜な社会的能力だった。

しかし、こうした解放もつかの間、農業も農家も農村も経済成長に巻き込まれ、それに追いつこうとして、せつかくの解放と自立のあり方を失っていつてしまった。

だが、このときにしつかりと自覚できなかったことがある。それは「自然に支えられた自給的な暮らし方」というあり方の大切さだった。

安定した農業の基本は「むら」「のら」「やま」の 3 層セットにあるという認識だった。

とすれば、私たちの更なる本質的な見直しは明治維新に遡り、地租改正と官民有区分、すなわち明治農業論の批判的再検討へと進まざるを得ないということになる。

識者たちのこの改革への批判は、それが「零細農耕」の固定化となってしまう、という点にあった。この批判はほんとうに正しかったのか。その再検討も私たちの課題として残されている。

社会的群像、社会の基盤をなす階層群としての小農 その内部構造と展開構造
あぶくま塾 武藤利七さんのヒアリングから

このところ歴史の基盤をなしてきた小農とはどんな存在だったのかについて改めて考えている。

7月21日に東和の木幡でのあぶくま塾のヒアリングはその点でもたいへん面白かった。

ヒアリング対象は武藤利七さん夫妻。武藤家は、戦前は田んぼ10haくらいの、この地域としては大きな地主で、利七さんの親の代までは地元政治家で、自作農地は作男らに任せていた。戦後は農地改革で3haの自作農として再出発し、利七さんは実に勤勉で意欲的な農民として戦後の時代を生き抜いてきた。山林が残り、地域の親類などの家格を踏まえた支えもあり、作男らも家に残って利七さんを支えたということも彼の歩みの条件となった。

経営は通常の田畑のほかに、酪農を取り入れ、養蚕も9回の掃き立てという超人的な展開を果たし、最近までその体制を持続されてきたとのことであった。夫婦でよく働き、良く工夫し、地域の人たちとともに生きてきた。戦後の地域農業革新の先陣を担ってきたということだ。

地域に酪農組合を組織し、さまざまな地域組織の役職も引き受け、町会議員も務めた文字通りの有力者だが、偉ぶらず、穏やかで、夫婦して人の世話をよくして、子どもたちを明るく堅実な農民へと育てていった。息子たちは青年団の有力な担い手となり、和泉さんや引地さんらの信頼し合う仲間となって今に至っている。

青年団活動の継続を主な基盤とする東和の地域作りの担い手たちは、正木さんのような貧農層の方々もおられはするが、おおよそは上層農家の出身者のようだ。家構えも立派な家が多い。正寿さんの家も大きな地主だったとのことである。

いまの担い手たちが青年団活動で活躍した1960年代、70年代という時代は、地域に残って活動する青年たちは、すでにある程度の農の基盤のある階層に限られていたという状況にもなっていたのだろう。そこに男女の違いも少しあったのかもしれない。男たちの階層はかなり限定されていたが、女たちについては地元で結婚しようかという気持ちさえあれば、階層的制約はやや穏やかだったという事情もあったように感じられる。

戦後の農村を生きた農民層。そこには様々な階層の人たちがおり、相互に関係しながら生きてきたのだが、経営基盤という点ではやはり上層農たちの先導的役割が大きかったのだろう。そしてその上層農とはどのような系譜の人たちだったのか。こうしたことについても、さまざまな地域の戦後史として丁寧に掘り起こし見つめていくことが大切だろう。

利七さんについていえば、戦前の地主で、しかもやや自作農から離れた、政治的支配層をなしてきた家にあって、農地改革は大変動、凋落からの出発だったが、彼はそ

うした人生のスタートを堅実な小農として生きるという航路を定め、そのように生きてきた。戦前の地主たちもまた、戦後の小農の重要な柱となってきたという点はとても興味深いことだった。

利七さんの歩みから示唆されたこの問題は、内部にさまざまなあり方がある多様性のある小農についてのより突っ込んだ考察を僕たちに求めている。

利七さんのような上層農の多くは、歴史的には本百姓層とつながっているのだろう。一方、比較的実態を知りやすい近世期以来に限定してみても、農民層には広範な水呑み百姓もいたし、田畑を持たない雑業層も多数いた。それらのさまざまな農民層は、それぞれ時代をどのように生き、どのような役割を果たし、小農世界としてのむら社会と農のあり方をどのように創りつづけてきたのか。

そこには対立も協調や融和もあっただろう。それを農民層の分解過程として把握しようとしたのがレーニンだった。そしてレーニンの認識を引き継いだスターリンは上層農を富農＝クラークと規定し、主敵と位置づけ、それを実体的にも撲滅していった。クラーク撲滅でソ連には農民という存在が強権的に消去されてしまった。

小農自立、小農世界の確立というロマンにおいて、勤勉で理知に富む上層農の存在を抜きに展望を見つけ出すことはできない。

分裂、対立の契機について冷静に見つめつつも、それを前進、発展、充実の展望のなかで、協調・融和の方向にまとめていくこと。小農は安定した存在なのだが、同時にきわめて不安定な存在でもあるのだ。上層農には権力志向や目先の経済的利害にこだわるという特質もある。しかしまた、反革命の輩は常にルンペンプロレタリアートを出自としていたのも歴史の苦い教訓だった。

だから小農自立、小農世界の確立のためには協調・融和に向けての、粘り強い配慮、取り組みの継続が不可欠となる。しかし、その仕事を誰が担っていくのか。そんなことを安定した展望として想定できるのだろうか。農も小農も普遍的な存在であることは間違いないが、小農自立、小農世界の確立というロマンは、現実としては、うたかたの夢であったと考えざるを得ないのかもしれない。

<追記>

以上のことは、近代の地主制を日本の小農史においてどのように考えていくべきかについて、より突っ込んで考えるという課題も提起している。

日本の小農は、明治維新で土地所有者となり、明治中期・後期から、そこに地主制が形成されていった。農業危機の深化のなかで、地主になっていったのは多くはかつての本百姓層であり、土地を手放さざるを得なかったのは主にかつての水呑層だった。さらにそこから大正期に商人資本も参入し寄生地主制が形成されていく。さらに敗戦後の農地改革で地主制が廃止され、日本の小農制はやっと一つの完成期に辿り着く。こうした過程で小農のビヘイビアはどのように変化し、展開し、あるいは変質し、消滅していったのか。

このあたりのこともこれからゆっくり調べ、考えてみたいものだ。熊野の小説が頭に浮かんでくる。

農民作家山田多賀市の小説『農民』は、戦前、戦中、戦後における、多様な農民層のさまざまな姿を實に見事に描いている。

「兼業農家の時代の終わり」の意味

日本農業の最終的崩壊は、兼業農家の崩壊、一部上向農家の行き詰まり、そして農村地域社会の変容の3つの側面から構成されている。

ここでは兼業農家の崩壊について考えてみたい。

兼業農家を大勢とするこれまでの日本農業の最終的担い手たちはおおよそ昭和ヒトケタ世代たち（おおむね80歳代）だった。まずこのスーパー世代が年齢的限界に至っているということがある。

そしてそれを継ぐ次の高齢者農業世代が続かなくなっている。60歳代の定年帰農はぐっとペースダウン。50歳代では定年帰農はマイナーへと転じようとしている。高齢者農業の世代的代謝の枯渇が深刻化しているのだ。

その点についての農業側の事情としてはまずは稲作の状況変化がある。これからの稲作継続には高額投資が不可欠となり、また米価低落は、その投資の不採算性を明確にしている。そのなかで、体力的にもそろそろ限界、稲作も自分たち世代で終わりだ、いまの機械が壊れたらそれまで、という機運が大勢となり、委託先探しが静かに深く広がっている。そうした動向を踏まえて一部では周りに促された規模拡大の動きも出ているが、その担い手は若くても60代、50代で、その先の見通しは不透明である。最近の飼料米政策が担い手層を支援しているが、それも極めて不安定である。

もう一つは、これまでに比較的意欲のある幅広い農家を組織してきた野菜作については、農協の部会共販の行き詰まりが深刻である。まず、販売の不振がある。担い手側としては高齢化と参入障害がはっきりしてきている。辞める人は増えているが、新規参加者はわずかしかない。こうしたなかで農協共販自体も農業出資法人等への流れが広がっている。21世紀に入る頃からの農家直売店の広がり、高齢者等の新しい野菜農家を増やしてきたがこれももう頭打ちである。

兼業農家が担う農業の行き詰まりがこの間かなりのテンポで明確になってきたのだ。

併せて、兼業農家自体の内部的事情の激変がある。農家という暮らし、農家という家の体制の基本が崩れてきているのだ。

これまでの兼業農家は、おおよそは農家という家の体制を一応は基本とし、その下での直系的家族たちの総働きによって、家としてかなり豊かな暮らしを実現してきた。

しかし、この農家としての家の一体性が大きく崩れてきた。農家の農業を担っている高齢者世帯は、家のお年寄り、家の中心的代表者ではなくなってきた。家の代表者は農業にはほとんど関わらない若い世代となり、彼ら彼女らにとって家の職業はサラリーマンであり、すでに久しく農家ではなくなっている。若い世代の所得は増大し、安定化し、家計の構造は世代毎の分離が明確になっている。高齢者の農業の所得は頼りにはなるが、家の経済の主力ではなくなっている。高齢者世代の農業はあくまでも高齢者世代の仕事で、若い世代の助けも借りる家の仕事ではなくなっている。だから高齢者世代がその仕事（農業）が出来なくなればそれは仕方ないこととされるケースが増えている。

若い世代の仕事は多くの場合は安定就業となり、収入は安定していても、その仕事への専従は

厳しく求められ、海外勤務なども珍しくなくなり、したがって農繁期休業は当たり前のことではなくなっている。そうしたなかで農家の世帯員ではあっても、農作業の経験がほとんどないという人も少なくなくなっている。

家での休日等の過ごし方も、若い世代が主導して家族で買い物や遊びに出かけるという例が増え、そうしたあり方が一般化するなかで高齢者世代の農作業は、若い世代の行動と重ならない形でマイナー化してしまっている。

だからすでに家としての農業という実態は希薄化しており、高齢者が担う農業が終われば、家の農業はそれで終わり、だから賢い高齢者たちは自分たちの最後の限界前に委託者を探す、田畑を整理するなどの始末をつけ始めている。梨園の廃園伐採の進展はそれを象徴している。最後に残っていくのは高齢者による自給菜園だが、これも終わるときに次の世代はどうするのだろうか。

農家の農外での稼ぎは、日本の農家にとって長い歴史のなかで常に内包してきた働き方の一つで、だから農地改革の後、高度経済成長期の農業の不振のなかで、日本の農家はおしなべて兼業農家化ということで、生きる道を開いてきたのだが、そうしたあり方もそろそろお仕舞いという段階にさしかかっているのだ。こうした意味で「兼業農家の時代」はいま終わりつつある、そして 800 年という長い歴史を歩んできた農家という存在もいま終わり始めていると考えられるのである。

しかし、当然のことではあるが、この終わりはそう簡単には完結はしないだろう。農家はなおしぶとく生き延びるに違いない。そして生き延びるだけでなく、農の息の根を止めようとしている産業社会に対して本質的な反転攻勢を仕掛け続けて行くに違いない。だが、その反転攻勢のためには、反転への芽生えを見つめ、それを育てていくだけでなく、農が歩んできたこれまでの道筋といま私たちが立っている歴史的局面をしっかりと認識することが不可欠だ。マルクスの歴史観への本格的な理論的批判はそのためにも重要だろう。歴史は前に進めるのではなく、反転させなければならないのだから。

現代小農論ノートに寄せて（８）

戦前から戦後へ——農業団体整理と現代農協のスタート

2016.10.10

放送大学の集中講義「日本農業の戦後史」の準備を主な目的として今年の7月まで書き綴ったこの連続手稿は、講義も無事終了できて、終わりとした。8月からは、12月の学会発表の準備のために、テーマを切り替えて「農業革命論再読ノート」へと転じた。そしてその研究発表要旨作成も一応、自分なりに満足できる形にまとめることが出来て、ほっとして9月末には一段落した。

そんな次第で気持ちにもゆとりが出来て、読書も少し気分を変えようと、近代外交史の碩学進藤栄一さんの戦争＝敗戦史研究の一般向けの本を2冊読んだ。『敗戦の逆説——戦後日本はどうつくられたか』（ちくま新書、1999年）と『分割された領土——もう一つの戦後史』（岩波現代文庫、2002年）。両書とも素晴らしい著作で、読んでみて実に面白く、たくさんのことを教えられた。

いずれもアメリカの外交文書を詳しく探索した日米政治史の本だが、『敗戦の逆説』には農地改革についても略述されていた。そのなかで戦後のいわゆる農業団体整理と農協のスタートについても、日米外交史研究の視点から少し触れられていた。その指摘はとても示唆的だった。私のこれまでのノートでは農協論は扱ってこなかったもので、進藤さんの本を参考にこのノートの補遺としてこれについて少しだけ書いておきたい。

日本の百姓たちにとって敗戦は解放であり、しかし同時に苛酷な支配の継続でもあった。解放は農地改革であり、支配の継続は、食糧管理法に基づく強権供出の継続だった。敗戦という革命的な大変化にもかかわらず、農村は食糧供出のために官憲、さらにはGHQの支配下におかれ続けていた。百姓は不同意で、個々には抵抗、反抗し、一部には大きな盛り上がりも作られたようだが、状況を変え、制度を改めさせるまでには至らなかった。解放と支配の同居、この奇妙とも言える構図にはどのような背景があったのか。百姓の側の問題点として、まず指摘できることは戦略的組み立ての欠如だった。共産党のGHQ解放軍規定という実にお粗末な認識も大きく災いしていたと思われる。

農協は農地改革の補足的な社会制度として、農業改良普及事業（農業改良助長法）などとともに成立したとされている。戦前からの農業会を廃止し、新たに農協法を制定して、農協がスタートした。しかし、食糧危機という状況下であって、戦時立法だった食糧法の農村における受け皿として、解散された農業会に代わって新しくスタートした農協がそのままに位置付けられてしまった。

農村に協同組合を組織するということは、たしかに農業・農村における戦後改革の重要な要素だったと評価はできるが、現実の農協の活動としては、目覚ましい展開はあまり見られなかった。スタート時点であってさえ、農協は、農業・農村の現場で、農地改革を踏まえた新しい小農（戦後自作農）たちを対象として、地に着いた堅実な協同活動を組織していないのだ。それは何故だったのだろうか。

問題の原点は、戦後の農協は、GHQの指示で廃止された農業会（強制的な食糧調達の強化など

を主な狙いとして 1943 年に産業組合と農会は農業会に統合された）の後継組織とされ、農業会の人材も事業も財産の多くも農協に移されていったという点にあった。組織の形は協同組合なのだが、実質は、国家の外部・下部組織として性格づけられていた農業会からの連続性として組み立てられていたのだ。

戦前の地主制に対する批判はさまざまに展開されたが、戦前の農業会などの農業団体のあり方への批判は厳しくはなされてこなかった。革新をもとめる百姓たちの運動は、農地改革のしっかりとした実施には向けられていたが、新生農協が協同組合として自己確立していく活動には向いていなかったようなのだ。戦後の革新派イデオログの有力な部分が、たとえば栗原百寿や大谷省三らが、戦時下には帝国農会等で職を得ていたという事情もおそらくそれに関係していたと考えられる。

敗戦当時の農業・農村問題の焦点は、寄生地主制をどうするのか、と食糧危機をどう乗り越えるのか、の 2 つにあった。前者は徹底した農地改革の遂行という形で農村社会の民主的再編論へと進んだが、後者は戦時体制下でつくられた強権的供出体制の堅持というあり方は変更されなかった。

宮本常一さんが当時をふり返って書いている。敗戦直後は、戦争の痛手で、食糧生産は急落したが、農民たちの頑張りは目覚ましく、農地改革への流れもそれを加勢し、村にはある程度の食糧はあった。だから、国や都市の自治体が、農村にちゃんとお願いをして、適切な価格で農産物の出荷を促せば、ある程度の食糧供給は可能だったと推定される。宮本さんは大阪府からの特別の依頼を受けて、知り合いの村々を歩き、食糧出荷をていねいをお願いするという活動に取り組んだが、ほぼすべてのむらでこのお願いは受け入れられたという。

しかし、政府も GHQ もそのようには動かず、ただ強制的に低価格での供出を迫っていった。むらむらでの反発は強く、農民たちの協力は得られず、だから食糧調達はどうも進まなかった。そうした意味で、戦後の食糧難、食糧危機は、行政の失策という側面も強かったのだ。その強権的供出の組織的受け皿が、戦時下では農業会であり、戦後は農協に押しつけられた。こんな事情をふり返ってみれば、農協が農民たちの自主組織とはなっていかなかったことは頷ける。

1946 年 2 月に幣原内閣は「食糧緊急措置令」を制定した。これがいわゆるジープ供出も含む強権供出の直接的根拠となった。この緊急措置令では、密告を奨励し、食糧を隠匿しているとされる農家に踏み込み、厳しく搜索し、見つけた食糧を没収していった。

さらにそれだけでなく、たとえば食糧供出についての三重県のある村の打合会（1947 年 2 月）で、ある農民が、「収量水準を政府側が示すままに受け入れるのではなく、実際の収量を現場で実見し、自家保有米を家族 1 人 4 合として、その残余を供出すれば良いと」主張したところが、このことが密告され、彼の発言は緊急措置令への違反を教唆煽動する行為だとの摘発をうけ有罪とされてしまった。同様な事件は各地に起きていた。なおこれらの摘発は新憲法の言論の自由原則に反するとして違憲訴訟も行われたが、緊急措置令の発令は新憲法発布前で、この措置令は新憲法発布後も違憲として廃止されておらず、ことは国民の食糧確保という大義に沿ったものなので違憲ではないという最高裁の判決まで出ている（1948 年、49 年）。戦後改革の闇と言うべき事態だった。

食糧管理法は、米騒動に端を発した米穀統制法、米穀配給統制法を強化させるために、1942 年に制定された戦時立法である。総力戦遂行のためとされる国家総動員法はそれより 5 年前の 1938 年に制定されている。国家総動員法には食糧の生産供給の分野は含まれていなかったもので、この

分野の統制は食糧管理法が分担する形となっていた。国家総動員法は 1946 年 4 月に廃止されたが、食糧管理法はほぼ無傷で戦後も生き残り、その廃止は 1994 年のことだった。これは食糧管理法がたんなる戦時統制法ではなく、2 重価格制度など食糧の生産、流通、消費のあり方を政策的に組み立てるという趣旨を含んでいたためでもあった。しかし、それにしても、戦時立法が、戦後に抜本改正もされないままに、主要食糧の国家統制として継続され続けるという事態はやはり異常だったと言うほかない。

農業は民事であり、食糧の流通販売も民事である。もちろん食糧消費も民事だ。それを国家統制することが当たり前という感覚が、戦前戦後の農商務省、農林省、農政のなかに、そして学者たちの間にも体質として残されてきている。このことの異常性が改めて問われるべきだろう。1945 年、1946 年の段階では、共産党系の農民運動においては、供出賛成、計画的供出の推進、GHQ の参与歓迎という方針が出されていた。GHQ 解放軍規定の錯誤の顕われだった。

戦中、戦後の時期にアメリカサイドからの日本農業に関わる制度改革検討がさまざまな角度からされていた。戦時の段階でも農業団体をどうするかが問題とされ、農業会の廃止、農業協同組合の設立という意見と、食糧の安定確保のために農業会の存続という意見が並立されていた。戦後になって、農地改革の遂行という流れの中でも、GHQ 内では両案は並立しており、他方、国内の農林官僚の間では農業会存続でまとまっていたようだ。農地改革を遂行した和田博雄も強固な農業会存続派だった。しかし、GHQ 内では結局、農業会廃止、農協設立案が優勢となり、事態はその方向で押し切られた。しかし、日本の農林官僚はしぶとい。彼らの取り組みによって農協は、自立的な協同組合ではなく実質的には農業会の後継組織として組み立てるという形が貫かれてしまった。こうして戦後のスタート時点においてすら、農協については、この組織は協同組合だという意識は、戦前の産業組合よりさえも薄められてしまっていたと考えざるを得なかったのだ。

たとえば、協同組合だとすれば、同じ地域に複数の組合が設立されるのは当たり前で、また、組合が設立されない地域があっても、なんら問題はないはずだが、ここで一斉に新設された農協は、一地域一農協で、日本国内すべての地域に設立され、基本的には有資格者は全員加盟を原則としていた。これは農業会が、食糧制度などの戦時下の行政施策の受け皿として成立し、機能してきたこととの連続性を求めたからに他ならなかった。こうして系統農業会は系統農協となった。

ということになれば、次に問われるべきは、戦時下に再編成立した農業会と、その前身の農会と産業組合という 2 系列の組織とはいったい何であったのかということになる。

農会は 1899 年に農会法を根拠に法的に位置付けられた組織で、全国、府県、郡、町村に系統的に設立整備された。産業組合はその翌年の 1900 年に産業組合法によって設立された協同組合組織である。日本ではこれが最初の法的な協同組合だった。

組織的には農会の組織化が先行していた。全国の老農たちを集めた全国農談会が 1881 年に開催され、その年に日本で最初の全国的な農業団体として、大日本農会が設立される。これは著名な老農たちによる個人加入制の農事改良推進の全国的組織で、明治の小農制を支える組織として位置付けられた。その指導者は前田正名であり、横井時敬だった。農会法制定前の 1898 年にはすでに府県農会 41、郡農会 505、町村農会 8809 がすでに設立されていたという。農会は農事改良推進者らによる自主的組織として設立され、それが後に法的に位置付けられたものだったのだ。

産業組合は、その前身組織としては頼母子講、無尽講などの地域に自生的に組織されていた土着的な金融組織があったが、農会のような整備された前身組織はなかった。しかし、農会の取り組みの中から産業組合の組織化が進められたかたちだったという。そしてこれも明治の小農制を

支える組織として位置付けられるものとなった。

産業組合はその後、千石興太郎をリーダーとする産業組合拡充運動などで、反資本主義的社会運動として盛り上がり、各地の農村での取り組みを糾合し、その実行部隊として産業組合青年連盟も設立された。1925年に刊行された雑誌『家の光』は産業組合の機関誌だった。キリスト教社会主義者の賀川豊彦の小説『乳と蜜の流れる里』が連載されたのもこの雑誌で、1935年12月の小説の完結号ではなんと117万部の発行となったという。

要するに、農会も産業組合も、法的整備はされたが、基本的性格は国家的な統制組織ではなく小農制を支える自主的組織として成立し、展開したものだ。

これが国家的な位置づけの系統的な組織として明確に位置付けられるようになったのは、昭和恐慌後の1932年にスタートした農村経済更正運動の大展開からだった。この頃には農家のほとんどが産業組合に加盟し、集落には農家小組合＝農事実行組合が組織され、名実共に日本の農村のすべてをカバーする組織として充実していった。こうして農会と産業組合は国家のもとに組織された系統組織となった。戦後の農協は敗戦を経て戦後改革のなかで協同組合としてスタートしたにも拘わらず、戦前農業会のこうした国家主義的な体質をほぼそのまま継承してしまった。だから戦後の農協は「系統組織」として展開してしまったのだ。

農業構想を完全に欠いていた明治維新は、当初、何の脈絡もなしに、大農論・泰西農学の輸入に走ったが、それは完全に失敗して、明治農政は小農論に回帰し、小農たちの取り組みがあって明治農法などの成果を生んだ。その後、日本農業は地主制強化に進んでしまったが、かといって小農論が廃棄されることはなかった。要するに明治以降の農政は基本的には小農論を基盤に展開されてきたのだ。しかし、昭和戦前期には気がついてみれば、百姓もむらも国家の従順なる末端として組み込まれてしまい、あまつさえ、それは農本主義として突出し、日本ファシズムと「満州開拓」などの海外侵略の先兵として働くことになってしまった。明治維新から昭和敗戦に至る過程で、日本の小農制がなぜこのような結末に終わってしまったのか、「百姓とむら」の日本の小農論としても厳しく深い吟味が必要だろう。

こうした歴史的経過を踏まえたうえで、これからしつかりと再検討していくべき核心的課題は、先に述べた明治の小農たちの自発的組織としてスタートした農会や産業組合が、何故に国家の下部組織に組み込まれ、それが戦時体制推進の仕組みを積極的に担うようになってしまったのか、その詳しい経過と内的外的ロジックの展開過程である。そこでの考察対象の重要な一つは農村経済更正運動だろう。おそらくこれがなければ、あるいはこの運動が失敗していれば、農会と産業組合はいわゆる系統組織とはなりきれず、その後の農業会への再編統合も、順調には進まなかっただろう。

この点についての通説は、ここに日本ファシズムの形成と展開、狂気の農本主義の形成と展開、そして満州開拓という束の間の出口へ、地主・小作という階級対立の融和、といったことが強く関連していたとされてきた。それはその通りだろうが、しかし、農村経済更正運動は日本ファシズム等と同一線のものとは言えない。これを推進した、農林事務次官の小平権一はリベラルなキリスト者であり、熱心な自作農主義者で、大まかには見識のある良心的な小農主義者だった。また、当時の農村の現実として、地主制打破、自作農創設の取り組みだけでなく、百姓たちの協同の取り組みとして、地域とむらを基礎とした地域的な経済再建の取り組み、それは尊徳の報徳や幽学の性学ともつながる取り組みが不可欠であり、多くの地域の運動はそうした流れのものとしていわば下から組織されていった。

だから昭和戦前期に出現してしまった醜悪な事態も、これも明治以降の小農主義の歴史的な本

来的な線上でのことだったのだ。

こうした認識の上で、リアルに見るべきは、小農主義と日本ファシズム等は明らかに異なっているのだが、しかし、そこには連続性の体質と契機もまた十分にあったということだろう。日本の小農主義＝百姓とむらの農業体制は、基本的には自生的、自立的ではあったが、それは決して反体制的ではなく、体制との従順な折り合いへの体質を常に内包してきた。このことは現代の小農主義においても、継続していると考えられる。また、官僚制というものについても、それへの理解、評価と批判の深化が求められている。

こうしたことを単に歴史の問題としてではなく、現実の問題、私たちの実践的課題としてどのように考えていったらいいのか。ここで想起されるのは山代巴さんたちのことだ。たとえば山代巴さんらはそうした問題に明確に、強く、そして深く切り込もうとされてきた。いまを生きる私たちには山代さんらの取り組みにもあらためて学び直し、それを継承しつつ、粘り強い、そして前向きな考察が求められている。これは次に参考として述べる戦後改革総括をめぐる一般的社会論への反省とも共通したものを持っているように思う。

敗戦直後のせめぎ合いの時期に、戦前、戦時期には疎外されていたやや自由主義的保守の陣営が政府機関を担当することになった。彼らの意識は、おおよそ「戦前体制から軍部を除いた体制が望ましい」（戦前マイナス軍部）というものだった。天皇機関説が攻撃され東大教授の職を追われた美濃部達吉は戦後の新憲法制定の過程で明治憲法堅持を主張し、古事記研究で攻撃された津田左右吉は、なお日本国家の独特なあり方として天皇制の堅持を主張していた。彼らの意識としては、明治期大正期はそれなりに良い時代だったという感覚が基本とされていたようなのだ。彼らはアメリカ GHQ の一部とも親密に気脈を通じていたようだ。だから、彼らの「国体維持」は、昭和戦前期的な天皇制論とも異なり、単に古くさいだけのものではなかった。彼らの国体論においては、戦時期の『臣民の道』等の狂気の国体論は当然に除外されていた。

その後の私たちに通じる革新派の社会認識において、こうした敗戦直後のやや自由主義的な保守派たちの認識もていねいに検討し、そのあり方を一面では肯定的に理解しつつ、しかし、それを批判的に豊かに克服していく取り組み、その作業の継続と蓄積が欠如してきたことは痛切な反省である。戦後内閣は、片山、芦田らの左派的な人が首班となった時期もあった。吉田、石橋らも単なる保守反動ではなかった。敗戦と戦後改革を踏まえて、この時期にはいくつかの歴史的進路の可能性があったのだと思う。それらの時期を、それらの可能性にも眼を及ぼしつつ、しっかりと総括し、乗り越えることが出来ずに、偶然的要素も大きかったとしても岸らの再登場を易々と許し、単なる革命構想を対置することで、岸も吉田も皆同じとするような単純な対決構図に埋没してしまっていたという点はいま切実に反省されるべきだろう。

敗戦から 1960 年頃までの共産党の戦略的混乱の痛手は実に大きかったと言わざるを得ない。それは当時の革命論の稚拙さでもあったが、より深刻には革命論的思考様式への深刻な反省でもある。